

#### 第 4 9 号議案

足立区経済活性化基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区経済活性化基本条例の一部を改正する条例

足立区経済活性化基本条例（平成 1 7 年足立区条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の見出しを「（附属機関）」に改め、同条第 1 項中「足立区経済活性化会議（以下「活性化会議」という。）」を「次に掲げる会議体」に改め、同項に次の各号を加える。

- （ 1 ） 足立区経済活性化会議（以下「活性化会議」という。）
- （ 2 ） 足立区創業プランコンテスト選考委員会（以下「選考委員会」という。）
- （ 3 ） 足立ブランド認定選考委員会（以下「認定選考委員会」という。）
- （ 4 ） 足立区新製品・新事業開発補助金選考委員会（以下「補助金選考委員会」という。）

第 8 条第 2 項から第 8 項までを削る。

第 9 条を第 1 3 条とし、第 8 条の次に次の 4 条を加える。

（経済活性化会議）

第 9 条 活性化会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。

- （ 1 ） 計画に関すること。
- （ 2 ） 前号に掲げるもののほか、第 4 条に定める基本方針に基づく施策に関し必要な事項

2 活性化会議は、前項の事項に関し、区長に意見を述べることができ

る。

- 3 活性化会議は、区民、事業者、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員30人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 活性化会議の会議は、公開とする。ただし、活性化会議の議決があったときは、非公開とすることができる。
- 6 活性化会議は、調査、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、活性化会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

( 創業プランコンテスト選考委員会 )

第10条 選考委員会は、区長の諮問に応じ、創業プランコンテスト(優秀な事業計画を選定し、表彰する競技会をいう。)について、次に掲げる事項の審査等を行う。

( 1 ) 提出された事業計画の優劣に関すること。

( 2 ) その他区長が必要と認める事項

- 2 選考委員会は、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもって組織する。
- 3 選考委員会の委員の任期は、区長が委嘱又は任命した日から審査等が終了する日までとする。
- 4 選考委員会は、非公開とする。
- 5 選考委員会は、審査等のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、選考委員会の組織及び運営について必

要な事項は、規則で定める。

( 足立ブランド認定選考委員会 )

第 1 1 条 認定選考委員会は、区長の諮問に応じ、足立ブランド（足立区内で優れた製品及び技術を有する企業等として足立区が認定したものをいう。以下同じ。）について、次に掲げる事項の審査等を行う。

( 1 ) 個別企業等における足立ブランドの認定の妥当性に関する事項

( 2 ) 足立ブランドの認定基準に関する事項

( 3 ) その他区長が必要と認める事項

2 認定選考委員会の委員は、区長が委嘱又は任命する委員 1 0 人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、区長が委嘱又は任命した日から審査等が終了する日までとする。

4 認定選考委員会は、非公開とする。

5 認定選考委員会は、審査等のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、認定選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

( 新製品・新事業開発補助金選考委員会 )

第 1 2 条 補助金選考委員会は、区長の諮問に応じ、新製品・新事業開発補助事業（区内事業者からの革新的な事業提案に対して補助金を交付する事業をいう。）において、提案内容の優劣に関する審査等を行う。

2 補助金選考委員会の委員は、区長が委嘱又は任命する委員 1 0 人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、区長が委嘱又は任命した日から審査等が終了する日までとする。

- 4 補助金選考委員会は、非公開とする。
- 5 補助金選考委員会は、審査等のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、補助金選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

付 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
( 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正 )
- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 ( 昭和39年足立区条例第17号 ) の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区創業プランコンテスト選考委員会	日額 7,000 円
足立ブランド認定選考委員会	日額 7,000 円
足立区新製品・新事業開発補助金選考委員会	日額 7,000 円

( 提案理由 )

区長の附属機関を設置するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。